

平成28年度第3回野田市老人福祉計画及び
介護保険事業計画推進等委員会次第

日 時 平成28年11月22日(火)
午後1時30分から
場 所 市役所 8階 大会議室

1 開 会

2 副市長あいさつ

3 議 題

- (1) 野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定に向けた各種調査について
- (2) 指定介護予防支援業務の委託について
- (3) 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）に対するパブリック・コメント手続の実施について
(報告)

4 閉 会

野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画策定に向けた各種調査について

平成30年度から平成32年度までを計画期間とする「第7期野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画（第7期野田市シルバープラン）」策定における基礎資料として、次のとおり各種調査を実施します。

1 基本的考え方

国では、要支援者及び一般高齢者を対象にした「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」に加え、要介護者を対象にした新しい調査として「在宅介護サービス調査」を実施することとしております。さらに、これまで行ってきた野田市独自の調査を実施します。また、平成27年度の介護報酬改定の影響と介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスの検討にあたり需給の動向をあわせて実施します。

2 調査対象

調査対象者は、一般高齢者、要介護・要支援認定者、特別養護老人ホーム申込者、施設入所者、介護サービス事業所、介護サービス事業所職員です。

調査票は、原則として日常生活圏域ごとに平均して回答が得られるよう配布します。また、特別養護老人ホーム申込者と介護サービス事業所調査は、全件を対象に実施します。

3 調査のポイント

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は、国の調査で、前回の「日常生活圏域ニーズ調査」と比較して、調査項目の大幅な絞り込みが行われました。

「在宅介護サービス調査」は新しい国の調査です。

このほか、これまで野田市で独自に行ってきた「特別養護老人ホーム入所希望者調査」、「施設サービス利用者調査」、「介護サービス事業所調査」、「介護サービス事業所職員調査」を実施しますが、「一般高齢者調査」、「要介護・要支援認定者調査」については、国の調査と重複するため、項目を整理し実施します。

また、平成27年度の介護報酬改定の影響と介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスの検討にあたっての需給の動向調査は、「介護サービス事業所調査」等とあわせて実施します。

【調査区分】

前回の調査区分		
調査の種類	対象	人数
①日常生活圏域ニーズ調査	自立 要支援	1,000人
②一般高齢者調査	自立	1,000人
③要支援・要介護認定者調査（施設入所サービス利用者を除く）	要支援 要介護	1,000人
④特別養護老人ホーム入所希望者調査	特別養護老人ホーム全申込者	728人
⑤施設サービス利用者調査	介護保険施設入所者	200人
⑥介護サービス事業所調査	市内介護サービス事業所	全事業所
⑦介護サービス事業所職員調査	介護サービス事業所職員	1,000人



今回の調査区分		
調査の種類	対象	人数
①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	自立 要支援	1,000人程度
②在宅介護実態調査	要介護	1,000人程度
③特別養護老人ホーム入所希望者調査	特別養護老人ホーム全申込者	全申込者
④施設サービス利用者調査	介護保険施設入所者	200人程度
⑤介護サービス事業所調査	市内介護サービス事業所	全事業所
⑥介護サービス事業所職員調査	介護サービス事業所職員	1,000人程度

※太枠は、国の調査です。

※網掛けは、国の調査と重複するため、項目を整理し実施します。

4 各種調査の概要

①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

【目的】要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況や各種リスクに影響を与える日常生活の状況を把握し、地域の抱える課題を特定するために実施します。

【主な調査項目】家族や生活状況、からだを動かすこと、食べること、毎日の生活、地域での活動、たすけあい、健康など。

②在宅介護実態調査

【目的】要介護者の在宅生活の継続や介護者の就労継続に有効な介護サービスのあり方を検討するために実施します。

【主な調査項目】本人、主な介護者、過去1年以内の介護離職、施設入所の検討状況、主な介護者の勤務形態など。

③特別養護老人ホーム入所希望者調査

【目的】特別養護老人ホームの入所を申し込んでから現在までの期間やその間の介護状況などの実態を把握するために実施します。

【主な調査項目】主な介護者、入所の目的、申し込んでからの日数など。

④施設サービス利用者調査

【目的】施設サービス利用者の生活状況を把握するために実施します。

【主な調査項目】入所までの経緯、施設での生活、今後の暮らし方など。

⑤介護サービス事業所調査

【目的】市内の介護サービス事業所の運営状況やサービス提供の状況を把握するとともに、平成27年度の介護報酬改定の影響と介護予防・日常生活支援総合事業の多様なサービスの検討にあたっての需給の動向を把握するために実施します。

【主な調査項目】事業所の概要、運営状況、職員体制、人材育成、地域とのつながり、今後の事業展開、デイサービスの定員、利用者数、要支援1、2の利用者など。

⑥介護サービス事業所職員調査

【目的】市内の介護サービス事業所職員の勤務状況を把握するために実施します。

【主な調査項目】現在の業務、職場環境、待遇、仕事に関する不安など。

5 実態調査の実施及び報告書作成までのスケジュール

日 程	事 務 作 業
平成28年 12月中旬～下旬	調査票の作成
平成29年 1月初旬	調査票の送付（調査期間は3週間程度）
1月下旬	調査票の回収
1月下旬～2月上旬	調査内容の集計
3月下旬	報告書作成
5月	平成29年第1回野田市老人福祉計画及び介護保険 事業計画推進等委員会で結果報告

指定介護予防支援業務の委託について

野田市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第15条により、指定介護予防支援業務の委託につきまして、野田市老人福祉計画及び介護保険事業計画推進等委員会の議を経るものです。

【委託を行う指定介護支援業務の事業所】

事業者名	事業所名	所在地
スマイルライフ合同会社	おひさま	春日部市
医療法人社団 公慈会	こーじ	茨城県神栖市

野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）に対するパブリック・コメント手続の実施について

1 条例改正の経緯

介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という）及び厚生労働省令の一部改正に伴い、平成28年4月1日より利用定員が18人以下の通所介護が、地域密着型サービスに移行されました。

これに伴い、野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「条例」という。）に地域密着型通所介護及び指定療養通所介護を位置付けるため、条例の一部を改正しようとするものです。

この度、改正案がまとまったことから、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。）で定める基準を参酌するものについて、野田市パブリック・コメント手続条例第3条第3号の規定により、パブリック・コメント手続を実施しようとするものです。

2 条例改正の時期

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第21条の規定により、市町村の条例の制定施行については、法施行から1年間の経過措置が設けられています。

3 条例改正の基本的な考え方

基準省令において、人員・設備に関する基準は従うべき基準とし、運営に関する基準は参酌すべき基準と定められており、条例では食事、非常災害対策、衛生管理、記録の整備に係る規定について、野田市独自の基準を定めています。

今回の条例改正における地域密着型通所介護及び指定療養通所介護についても同様とし、本市の地域密着型サービス事業の質の向上に努めるものです。

4 野田市独自の基準について

パブリック・コメント手続の対象となる野田市独自の基準と基準省令との比較は、以下の表のとおりとなります。

(1) 野田市の独自基準

基準区分	基準の内容	基準省令との比較
参酌すべき基準 (パブリック・コメント手続の対象)	○運営に関する基準 食事の提供、非常災害対策、衛生管理等、記録の整備	市独自基準を追加
	心身の状況等の把握、利用料等の受領、基本取扱方針、具体的取扱方針、計画の作成、管理者の責務、運営規定、勤務体制の確保等、定員の遵守、地域との連携等、事故発生時の対応	省令のとおり
<参考> 従うべき基準	○人員・設備に関する基準 従業員の員数、管理者、設備及び備品等	省令のとおり

(2) 基準省令と条例(案)の独自基準との比較(下線部は野田市独自の基準)

基準省令	条例(案)	条例(案)の考え方
<p>(食事) 地域密着型通所介護の食事の提供は定めがない。 <参考> 第140条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援しなければならない。</p>	<p>(食事) 第15条の3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に食事を提供する場合には、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に提供する食事の食材料について、<u>市内で生産された農産物等の利用に努めなければならない。</u></p>	<p>基準省令では食事の提供について定めがないが、地域密着型介護老人福祉施設の基準に習い、地域密着型通所介護にも規定する。</p> <p>また、食材料について、市では学校給食で地元産物の利用に努めていることから、地元産物の利用を求める規定を追加する。</p>
<p>(非常災害対策) 第32条 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。</p>	<p>(非常災害対策) 第15条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、基準省令第32条に規定する訓練の実施に当たって、<u>地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p>	<p>非常災害への対応として、日頃から地域との密接な関係作りが重要であるため、地域住民の避難訓練への参加が得られるよう連携を求める規定を追加する。</p>
<p>(衛生管理等) 第33条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備</p>	<p>(衛生管理等)</p>	<p>省令では、衛生管理について、必要な措置の具体的な規定がないことから、食事の提供が可能な全てのサービスに</p>

基準省令	条例（案）	条例（案）の考え方
<p>又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	<p>第15条の5 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、これを当該事業所の従業者に周知すること等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>	<p>感染症や食中毒を防止するための指針を整備し、周知することを義務付ける規定を追加する。</p>
<p>（記録の整備）</p> <p>第36条第2項 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。</p> <p>一 地域密着型通所介護計画</p> <p>二 次条において準用する第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>三 次条において準用する第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 次条において準用する第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p> <p>六 第34条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録</p> <p>（記録の整備）</p> <p>第40条の15第2項 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から二年間保存しなければならない。</p>	<p>（記録の整備）</p> <p>第15条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、基準省令第36条第2項各号に掲げる記録を整備し、<u>その完了の日から5年間保存しなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第15条の9 指定療養通所介護事業者は、基準省令第40条の15第2項各号に掲げる記録を整備し、<u>その完了の日から5年間保存しなければならない。</u></p>	<p>事業者が不適切な介護報酬を受けた場合、市は返還請求を行うが、国はその資料となる記録保存を5年間で望ましいとしながらも、基準省令の保存義務は2年間である。また、介護報酬の過誤請求の時効は、地方自治法でも5年間とされていることから、法との整合性を図り、記録の保存期間を5年間とする。</p>

基準省令	条例（案）	条例（案）の考え方
一 療養通所介護計画 二 前条第2項に規定する検討の結果についての記録 三 次条において準用する第3条の18第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 四 次条において準用する第3条の26に規定する市町村への通知に係る記録 五 次条において準用する第3条の36第2項に規定する苦情の内容等の記録 六 次条において準用する第35条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 七 次条において準用する第34条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録		

なお、市の条例で定めのない部分については改正前と同様、基準省令の定めるとおりとすることと規定しています。（条例第40条）

5 パブリック・コメント手続の時期

パブリック・コメント手続は、平成28年12月5日（月）から平成29年1月5日（木）までの期間で意見募集を実施します。その後、意見を考慮して、条例の改正（案）をとりまとめ、条例改正（案）を3月議会に上程する予定です。

6 資料

【資料1】・・・条例案新旧対照表

野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

- 野田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年野田市条例第10号)

改 正 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p><u>第 4 章 夜間対応型訪問介護(第 13 条—第 15 条)</u></p> <p><u>第 4 章の 2 地域密着型通所介護(第 15 条の 2—第 15 条の 7)</u></p> <p><u>第 4 章の 3 指定療養通所介護(第 15 条の 8—第 15 条の 10)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>第 4 章の 2 地域密着型通所介護(基本方針)</u></p> <p><u>第 15 条の 2 指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。</u></p> <p><u>(食事)</u></p> <p><u>第 15 条の 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に食事を提供する場合には、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。</u></p> <p><u>2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に提供する食事の食材料について、市内で生産された農産物等の利用に努めなければならない。</u></p> <p><u>(非常災害対策)</u></p> <p><u>第 15 条の 4 指定地域密着型通所介護事業者は、基準省令第 32 条に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p><u>(衛生管理等)</u></p> <p><u>第 15 条の 5 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はま</u></p>	<p>目次 (略)</p> <p><u>第 4 章 夜間対応型訪問介護(第 13 条—第 15 条)</u></p> <p>(略)</p>

ん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、これを当該事業所の従業者に周知すること等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(記録の整備)

第 15 条の 6 指定地域密着型通所介護事業者は、基準省令第 36 条第 2 項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(準用)

第 15 条の 7 第 11 条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。

第 4 章の 3 指定療養通所介護

(基本方針)

第 15 条の 8 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者等との密接な連携に努めなければならない。

(記録の整備)

第 15 条の 9 指定療養通所介護事業者は、基準省令第 40 条の 15 第 2 項各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

(準用)

第 15 条の 10 第 11 条及び第 15 条の 3 から第 15 条の 5 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。

第 17 条から第 19 条まで 削除

(食事)

第 17 条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に食事を提供する場合には、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を適切な時間に提供しなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に提供する食事の食材料について、市内で生産された農産物等の利用に努めなければ

<p>(準用)</p> <p>第 21 条 <u>第 11 条及び第 15 条の 3 から第 15 条の 5 までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第 24 条 <u>第 11 条、第 15 条の 3 及び第 15 条の 5 の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第 27 条 <u>第 11 条、第 15 条の 3 及び第 15 条の 5 の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第 30 条 <u>第 11 条及び第 15 条の 3 から第 15 条の 5 までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第 33 条 <u>第 11 条、第 15 条の 3 第 2 項及び第 15 条の 4 の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第 36 条 <u>第 11 条、第 15 条の 3 第 2 項及び第 15 条の 4 の規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第 39 条 <u>第 11 条、第 15 条の 3 及び第 15 条の 5 の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。</u></p>	<p>ばならない。</p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第 18 条 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、基準省令第 61 条において準用する基準省令第 32 条に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 19 条 <u>指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備し、これを当該事業所の従業者に周知すること等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第 21 条 第 11 条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。</p> <p>(準用)</p> <p>第 24 条 第 11 条、第 17 条及び第 19 条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。</p> <p>(準用)</p> <p>第 27 条 第 11 条、第 17 条及び 19 条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。</p> <p>(準用)</p> <p>第 30 条 第 11 条及び第 17 条から第 19 条までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。</p> <p>(準用)</p> <p>第 33 条 第 11 条、第 17 条第 2 項及び第 18 条の規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</p> <p>(準用)</p> <p>第 36 条 第 11 条、第 17 条第 2 項及び第 18 条の規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。</p> <p>(準用)</p> <p>第 39 条 第 11 条、第 17 条及び第 19 条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。</p>
--	---